

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 規則

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の

一部を改正する規則

（食と暮らしの安全推進課）

○農業改良資金貸付規則を廃止する規則

（農林水産経営支援課）

### 告示

○国土調査の成果の認証

（地域振興課）

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（共同参画社会推進課）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉施設等の指定

（同）

○保安林の指定施設要件の変更の予定（三件）

（森林整備課）

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

○土地区画整理組合の解散の認可

（都市計画課）

### 公告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

（障害福祉課）

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

## 規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六十九号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和五十六年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 前条第一項の届書の届出事項に変更があつたときにおける法第五条第三項の規定による届出は、特定建築物届出事項変更届出書（様式第二号）によらなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 省令第一条第一項第五号に規定する事項に変更があつた場合 当該変更に係る前条第二項第一号から第三号までの書類

二 建築物環境衛生管理技術者の氏名に変更があつた場合 当該変更の事実を証する書類

三 建築物環境衛生管理技術者に変更があつた場合 当該変更後の前条第二項第四号の書類

3 特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときにおける法第五条第三項の規定による届出は、特定建築物廃止届出書（様式第三号）によらなければならない。

第五条中「様式第五号」を「変更届出書（様式第五号）」に、「様式第六号」を「事業廃止届（様式第六号）」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。



別紙

特定建築物の構造設備の概要

		敷 地 面 積		建 築 面 積		建 物 構 造			
		㎡		㎡		鉄筋・鉄骨コンクリート造 地上階・地下階			
構	各階の延べ面積及び用途	階	特 定 用 途				特 定 用 途 以 外 の 用 途		
			延 べ 面 積	室 数	用 途		延 べ 面 積	室 数	用 途
			㎡				㎡		
			㎡				㎡		
			㎡				㎡		
			㎡				㎡		
			㎡				㎡		
			㎡				㎡		
			計	㎡			㎡		
設	空 気 調 和 ( 機 械 換 気 ) 設 備 概 要	空 機 械 換 気 系 統	系 統	設 置 場 所	形 式 ・ 性 能	台 数	風 量	給 排 気 方 式	
		附 属 設 備	機 器 種 別 ( 方 式 )	能 力		台 数			
			ボ イ ラ ー	伝熱面積		㎡			
冷 凍 機	冷凍トン								
エアー・フィルター									
冷 却 塔									
加 湿 装 置									
	外 気 洗 浄 装 置								
備	飲 料 水	種 別	上 水 道 ・ 簡 易 水 道 ・ 専 用 水 道 ・ そ の 他						
			容 量	材 質	内 装	揚水ポンプ	滅 菌 器	設 置 場 所	
		受 水 槽	t			kw	型	添付書類の図面に明示	
		高 架 水 槽							
	管 材 質	硬質塩化ビニール管 ・ 鋳鉄管 ・ 亜鉛引鉄管 ・ 硬質ゴム その他( )							
雑用水	使 用 目 的					使用量		t / 日	
		種 別	上 水 道 ・ 簡 易 水 道 ・ そ の 他 ( )						
し雑尿排水	単 独 処 理	し尿の処理方法		下 水 道 ・ 浄 化 槽 ( 人 槽 ) ・ く み 取 り					
		雑用排水の処理方法		下 水 道 ・ 浄 化 槽 ( 人 槽 ) ・ く み 取 り					
		合 併 処 理	浄 化 槽	人 槽	設 置 場 所	添付書類の図面に明示			
	放 流 先	下 水 道 ・ 側 溝 ・ 用 水 ・ 河 川 ・ そ の 他 ( )							
廃棄物	ダ ス ト シ ュ ー ト	有 ・ 無				設 置 場 所	添付書類の図面に明示		
		集 積 所			㎡	設 置 場 所	添付書類の図面に明示		
		焼 却 炉	型		kg / 日	設 置 場 所	添付書類の図面に明示		

様式第2号(第3条関係)

特定建築物届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 住所 氏名 電話 (印)

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
2 特定建築物の所在場所
3 特定建築物の用途
4 変更の生じた年月日
5 変更事項
(1) 特定建築物の名称
(2) 特定建築物の所在場所
(3) 特定建築物の用途
(4) 特定用途に供される部分の延べ面積
(5) 特定建築物の構造設備の概要
(6) 特定建築物維持管理権原者の氏名又は住所
(7) 特定建築物所有者等の氏名又は住所
(8) 建築物環境衛生管理技術者の氏名又は住所
(9) 建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合における当該特定建築物の名称又は所在場所
(10) その他
6 変更内容

Table with 2 columns: 新 (New), 旧 (Old)

備考

- 1 「1 特定建築物の名称」, 「2 特定建築物の所在場所」及び「3 特定建築物の用途」については、変更前のものを記入すること。
2 特定建築物の構造設備の概要の変更については、変更があつた部分に係る図面を添付すること。
3 特定建築物維持管理権原者の変更については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。
イ 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合(ロに掲げる場合を除く。)における特定建築物維持管理権原者の変更があつた場合 変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
ロ 特定建築物の所有者以外に特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合における特定建築物の全部の管理について権原を有する者の変更があつた場合 変更後の特定建築物の全部の管理について権原を有する者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
4 建築物環境衛生管理技術者の氏名の変更については、当該変更の事実を証する書類を添付すること。
5 建築物環境衛生管理技術者の変更については、変更後の建築物環境衛生管理技術者の選任年月日及び建築物環境衛生管理技術者免状の番号並びに変更前の建築物環境衛生管理技術者の解任年月日を記入するとともに、変更後の建築物環境衛生管理技術者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを添付すること。
6 変更後の建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合は、当該特定建築物の名称及び所在場所を記入すること。
7 変更事項については、該当する事項を○で囲むこと。
8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>〒112-8531 東京都千代田区千代田1-1-1 特定建築物廃止届書 ㊦ 氏名 年 月 日生 ㊦        ㊦「氏名 ㊦」 ㊦「法人にあつては、その名称、主たる事務所」        「法人にあつては、その名称、主たる事務所、主たる事務所の所在地、及び代表者の氏名、住所、生年月日」 ㊦        「事務所の所在地及び代表者の氏名」 ㊦「特定建築物の所在地」 ㊦「特定建築物の所在場所」        ㊦「該当しなくなった」 ㊦「該当しないこととなった」 ㊦㊦㊦</p> <p>附 画        ( 施行範囲 )</p> <p>1 ㊦の範囲は、千代田区千代田1-1-1の範囲である。</p> <p>( 図面参照 )</p> <p>2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の13条を改正する省令(平成22年12月28日 国土交通省令第166号) 第1条第1項の改正による範囲は、千代田区千代田1-1-1の範囲である。</p>	<p>附則様式(附則第2項関係)</p> <p>特定建築物維持管理権原者届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>届出者 住所        氏名        電話        ㊦        (法人にあつては、その名称、主たる事務所        の所在地及び代表者の氏名)</p>
<p>備考</p> <p>1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。</p> <p>イ 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合(ロに掲げる場合を除く。) 当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類</p> <p>ロ 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合 当該者が特定建築物について当該権原を有することを証する書類</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>記</p> <p>1 特定建築物の名称</p> <p>2 特定建築物の所在場所</p> <p>3 特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>氏名        住所</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>

農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

農業改良資金貸付規則を廃止する規則

農業改良資金貸付規則（平成十四年宮城県規則第百号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に貸し付けられた農業改良資金（廃止前の農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）及びこの規則の施行前に旧規則第五條第一項の貸付けの決定の通知を受けた者（第四項の規定によりなお従前の例によりこの規則の施行後に貸付けの決定の通知を受けた者を含む）に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に旧規則第二條第二項の規定により貸し付けられた融資機関（同項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対してこの規則の施行後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にされた旧規則第五條第一項の貸付けの決定に係る申請であつて、この規則の施行の際、同項の貸付けの適否の決定がされていないものに係る同項の貸付けの適否の決定については、なお従前の例による。

### 告 示

○宮城県告示第九百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九條第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成二十年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市越河五賀字赤坂、同字石原、同字五百石、同字上台、同字小野作、同字小野作前、同字鍛冶台、同字上馬渡戸、同字熊谷前、同字古屋敷、同字清水、同字太郎坊、同字峠沢、同字富塚、同字鳥沢、同字中郷良、同字中村、同字西、同字西原、同字二本木、同字堀切、同字前原、同字西山、同字西山清郷、同字西山脇、同字若林、同字日照田、同字谷地、白石市越河平字石神、同字滝之沢、同字矢尻

五 認証年月日

平成二十二年九月二十二日

○宮城県告示第九百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五條第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人 蕪栗ぬまつくくらび

一 代表者の氏名

呉地 正行

二 主たる事務所の所在地

大崎市田尻蕪栗字沢田二十三番地 二

三 定款に記載された目的

この法人は、多様な生物相と湿地の原風景が保存されている蕪栗沼の保全と、自然と人間との共生関係の模索に関する事業を行い、自然と人間とが共生した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年九月六日

○宮城県告示第九百二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇六〇〇三五	事業所の名称及び所在地 とちぎ 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地十四	指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人白石陽光園	指定年月日 平成二十二年十月一日
--------------------	--------------------------------------	-----------------------	---------------------	---------------------

○宮城県告示第九百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一一二〇〇八一	事業所の名称及び所在地 はんとく苑 登米市米山町字桜岡貝待井三四番地一	施設障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人榮特会	指定年月日 平成二十二年十月一日
--------------------	--	-----------------------	-------------------	---------------------

○宮城県告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十四年二月二十五日農林水産省告示第四百二号

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法  
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町宮字青麻前山二、三、遠刈田温泉字横柴山一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の七、大字円田字土浮山二の一・二の一四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字矢立平四の三八五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養  
 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

○宮城県告示第九百三十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年九月二十一日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社アースホームビルド 光悦	仙台市若林区卸町東三丁目一番一号	般十八 第一万七千六百六十 二号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定による許可の取消し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、平成十八年五月二日に法第三条第一項の許可を申請した際に、実際にはその常勤役員としての勤務実態がない者を、法第七条第一号イに規定する「許可を受けようとする建設業に關し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」に該当する常勤役員であるとする虚偽の内容の証明書を提出し、同月十九日に同項の許可を受けた。

このことが、法第二十九条第一項第五号に該当する。

○宮城県告示第九百三十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大崎市古川南土地区画整理組合

二 事務所所在地

大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十二年九月二十一日

## 公 告

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団仙石病院	東松島市赤井字台五十三・七	平成二十二年八月一日
吉岡QQクリニック	黒川郡大和町吉岡字高田東十一	平成二十二年八月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------



310(なご) 調剤薬 局塩釜店	塩竈市泉沢町二十二・五	平成二十二年八月二日
つきのき駅西薬局	柴田郡柴田町槻木駅西一・四・十一	平成二十二年八月二日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

名取市飯野坂五丁目八番、九番一、九番二及び  
十番一並びに十一番及び二百四十四番の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号

株式会社みつば